

(4) マクロ経済スライドによる給付調整

(4-1) マクロ経済スライド ～ 社会全体の支える力の伸びに応じた調整

<年金額改定の原則>

- 従来、厚生年金は、5年に1度の財政再計算ごとに、年金を支える被保険者の一人当たりの賃金の伸び率に応じて給付水準が改定されてきた（賃金スライド）。また、基礎年金については、賃金や消費支出の伸びなどを総合勘案して政策改定が行われてきた。
そして、前回改正より、65歳以上の既裁定者については物価の伸びに応じた改定となっている（物価スライド）。
- 今後、新規裁定者の年金額改定は、厚生年金、基礎年金ともに、毎年度、一人当たり賃金の伸び率を共通の指標とし、それに応じて改定を行うこととする。既裁定者については、これまでと同様とする。

<保険料水準固定方式の下での給付水準調整>

- 保険料水準固定方式の下で、このような年金額改定について調整をし、給付水準の調整を行うこととする。その調整方法の基本は、厚生年金、基礎年金いずれにも共通して、賃金や労働力人口といった社会全体の保険料負担能力（支える力）の伸びに見合うよう年金改定率（スライド率）を調整する（マクロ経済スライド）というものである。
給付水準調整は、世代間の公平の観点から、新規裁定者についてと同様に、既裁定者についても行うこととする。
- マクロ経済スライドは、制度改正後速やかに適用を始め、最終的な保険料水準による負担の範囲内で年金財政が安定する見通しが立つまでの間（スライド特例期間）適用し、その後は上記の原則どおりの年金改定方法に復帰する。

(4-2) スライド調整の基本的内容

- マクロ経済スライドによる調整の基本的内容は、以下のとおりとする。

なお、マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、一人当たり賃金や物価が上昇する場合に行う。

一人当たり賃金や物価が下落する場合には、通常の賃金スライド、物価スライドによる年金改定を行い、マクロ経済スライドによる給付調整は行わない。

[新規裁定者]

$$\text{年金改定率} = \text{一人当たり賃金の伸び率} - \text{スライド調整率 (実績値)}$$

[既裁定者]

$$\text{年金改定率} = \text{物価上昇率} - \text{スライド調整率 (実績値)}$$

$$\begin{aligned} \text{スライド調整率} &= \text{公的年金被保険者数の減少率 (実績値)} \\ &+ \text{平均的な年金受給期間 (平均余命) の延び率} \\ &\text{を勘案した一定率} \end{aligned}$$

※ 高齢者の生活にも配慮し、前年度の年金額を下回らない調整とする（名目年金額下限型）。

(4-3) スライド調整の具体的内容

- スライド調整は、
 - ・ 保険料を負担する現役世代の支える力の減少を反映した調整として、公的年金被保険者数の減少率による調整（毎年度変動するが、2004年から2025年間の平均では、-0.6%程度の調整）と、
 - ・ 平均的な年金受給期間（平均余命）の延びによる給付費総額の増大を勘案した調整（-0.3%程度の調整）の2つの要素からなる。

(支える力の減少を反映した調整

～ 被保険者数の減少率による調整)

- 支える力の減少を反映した調整値である被保険者数の減少率については、被用者年金だけでなく公的年金全体の被保険者数の減少率を指標として使用する。
- スライド調整率としての被保険者数の減少率については、少子化による被保険者数が実際に減少し始めたときに、それに応じて自動的に給付水準を調整する方法である実績準拠法とする。
- ただし、2025年頃から被保険者数の減少が本格化すると見込まれるが、実績準拠法では2025年頃までの給付調整が比較的緩やかであり、世代間の公平の観点からは、早期の給付調整が望ましいことから、給付調整を速めることとする。

※ 少子化による被保険者数の減少は社会全体の賃金総額等の実績に反映されるが、それに応じて自動的に給付水準が調整される仕組みとなることから、今後、次世代育成支援策を推進していった結果、少子化の進行に改善が見られれば、調整期間は短くなり、給付水準も想定より改善されることとなる。

※ 公的年金全体の被保険者数の減少率を使用する理由

- ・ 基礎年金と厚生年金の給付調整を同様に行っていくことを考えた場合、両者に共通の指標であることが基本的に望ましいこと
- ・ 短期的な景気の変動を強く受けない指標が適当であること
- ・ 世代間の公平の観点から、また、これから高齢化の進行が急速となり本格的な高齢社会の到来を控えていることから、速やかな給付水準の調整が可能となる指標が適当であること

(平均的な年金受給期間(平均余命)の延びによる給付増大を反映した調整)

- 給付と負担の均衡に影響を与える要因として、公的年金被保険者数の減少以外にも平均的な年金受給期間(平均余命)の延びによる給付総額の増大があることを踏まえ、平均的な年金受給期間(平均余命)の延び率を考慮した調整を合わせて行うことにより、早期の調整を行う。

※ 例えば、2000年から2025年の平均余命の延び率の見込み値の平均値は、将来推計人口によれば、0.3%あまりとなることから、スライド調整率に0.3%程度の数値を加えることとなる。

なお、平均的な年金受給期間(平均余命)の延びによる調整については、短期的な要因に左右されて大きく変動しうる実績値に依るよりも、長期的なトレンドにしたがった延びの見込み値を考慮した一定数値を指標とすることにより、受給者にとって予測可能な安定した調整とする。

※ 将来見通し平均化法(2025年以降本格化する少子化の影響を予め織り込んで、2050年までの被保険者の減少率の見通しの平均でスライド調整する方法)によるスライド調整率の数値(公的年金被保険者数の減少率で見て、-0.9%程度)と、実績準拠法によるスライド調整率の平均値を少子化の影響が本格化しない期間の2025年まででとった場合の数値(公的年金被保険者数の減少率で見て、-0.6%程度)との差も0.3%程度であり、同程度の数値となる。

(4-4) 既に年金を受給している者の年金の調整

- マクロ経済スライドによる調整を行う場合、世代間の公平の観点から、既裁定者も含めた調整とする。

ただし、高齢者の生活にも配慮し、マクロ経済スライド調整後の年金額改定率をマイナスとしない、すなわち、年金額改定率の下限については名目額を下限とし、前年度の年金額を下回らない調整とする方法（名目年金額下限型）とする。

(4-5) 基礎年金の給付調整

- 基礎年金についても、国民年金の保険料を負担可能な範囲内に収めるため、マクロ経済スライドにより、厚生年金と同じ調整を行う。

(4-6) マクロ経済スライドによる所得代替率で見た給付水準の下限

- マクロ経済スライドによる給付調整後の給付水準には下限を設けることとし、その下限の水準は、被用者の標準的な年金額の所得代替率（現役世代の平均的なボーナス込みの手取り賃金に対する新規裁定時の年金額の割合）で見て、50%とする。

(4-7) スライドの3年平準化

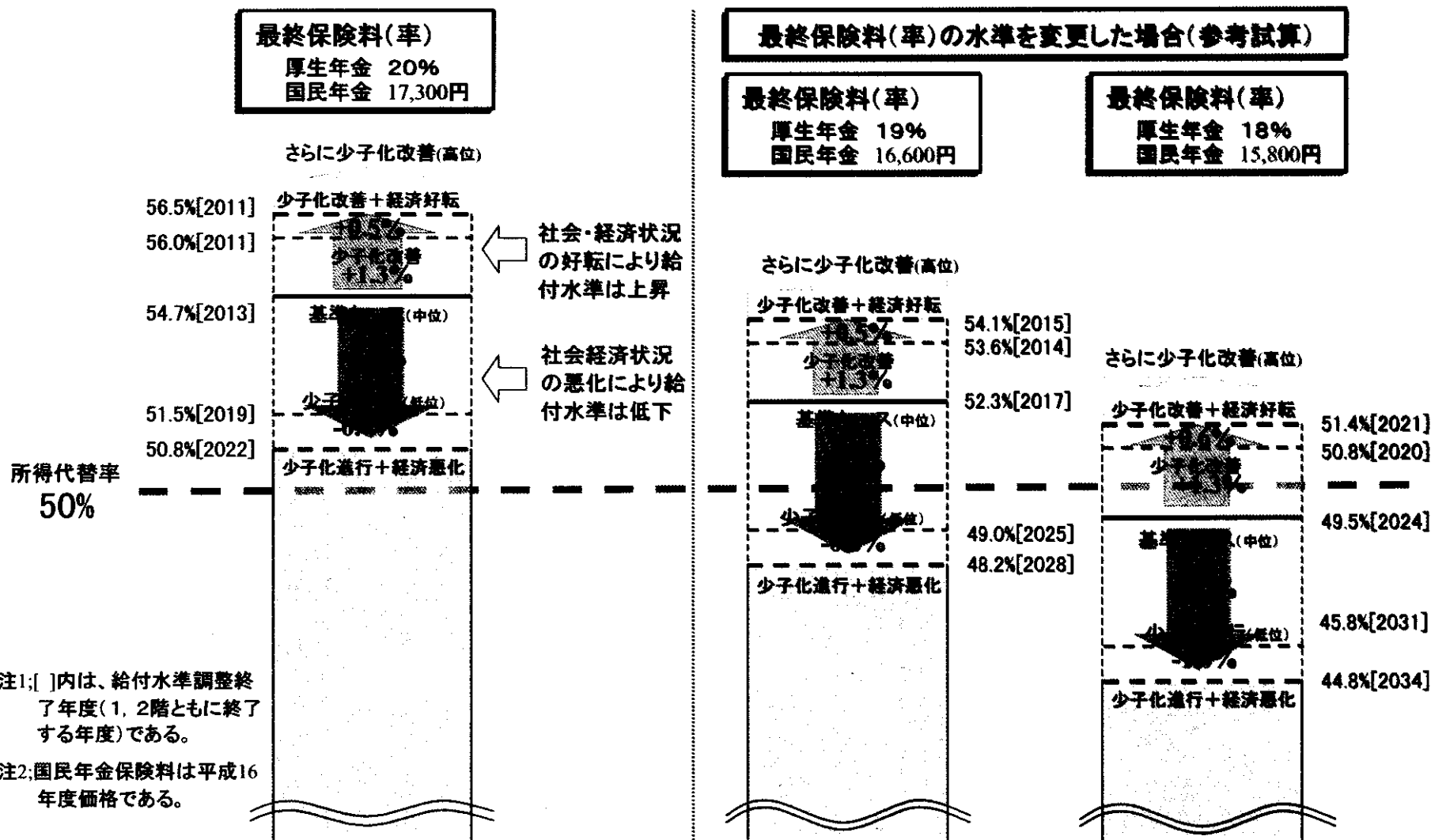
- 一人当たり賃金の伸び率は、景気の変動等の影響を受け、短期的には、大きな変動が生じることから、その伸びを平準化するため、3年平均値をスライド指標として用いる。
- 同様に、マクロ経済スライドのスライド調整率の指標である公的年金被保険者数の変動率についても、3年平均値を使用する。
- なお、物価スライドについては、できる限り直近の状況を反映することが適当であることから、前年の消費者物価の伸び率により、翌年度の年金額の改定を行うこととする。

(4-8) 賃金の伸び率が物価の伸び率を下回った場合

- 名目賃金の伸び率が物価の伸び率を下回った場合（実質賃金上昇率がマイナスの場合）、原則として、既裁定者の年金改定率は賃金スライドとするなど、既裁定者と新規裁定者の年金改定率を合わせる。

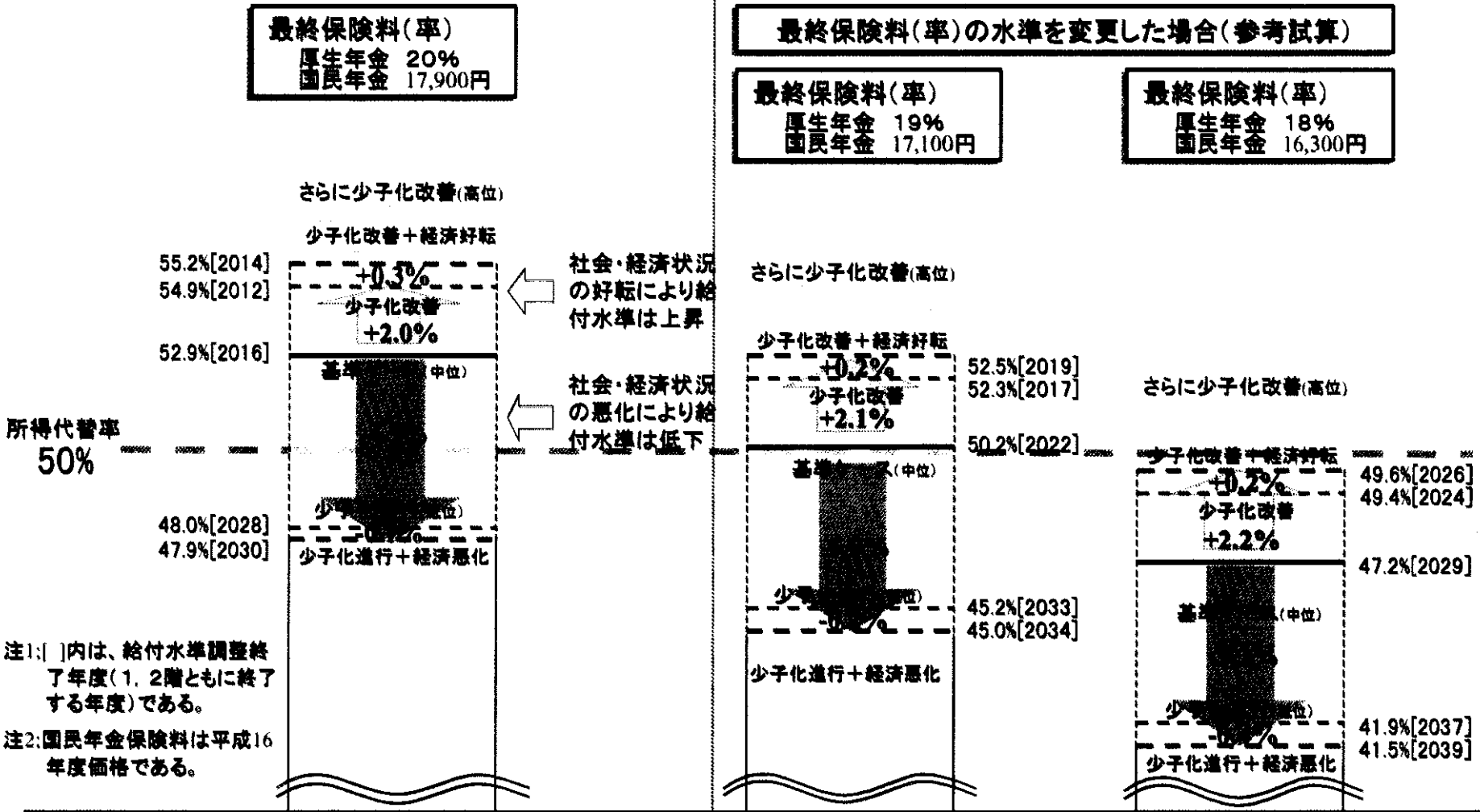
厚生労働省案に基づく試算結果【有限均衡方式（財政均衡期間95年間）】

《厚生年金の給付水準調整終了時の所得代替率（新規裁定年金、標準的な年金の世帯）》



〈参考〉永久均衡方式で計算した場合

《厚生年金の給付水準調整終了時の所得代替率(新規裁定年金、標準的な年金の世帯)》



〈参考〉 国庫負担割合1/3の場合 【有限均衡方式 〈財政均衡期間95年間〉】

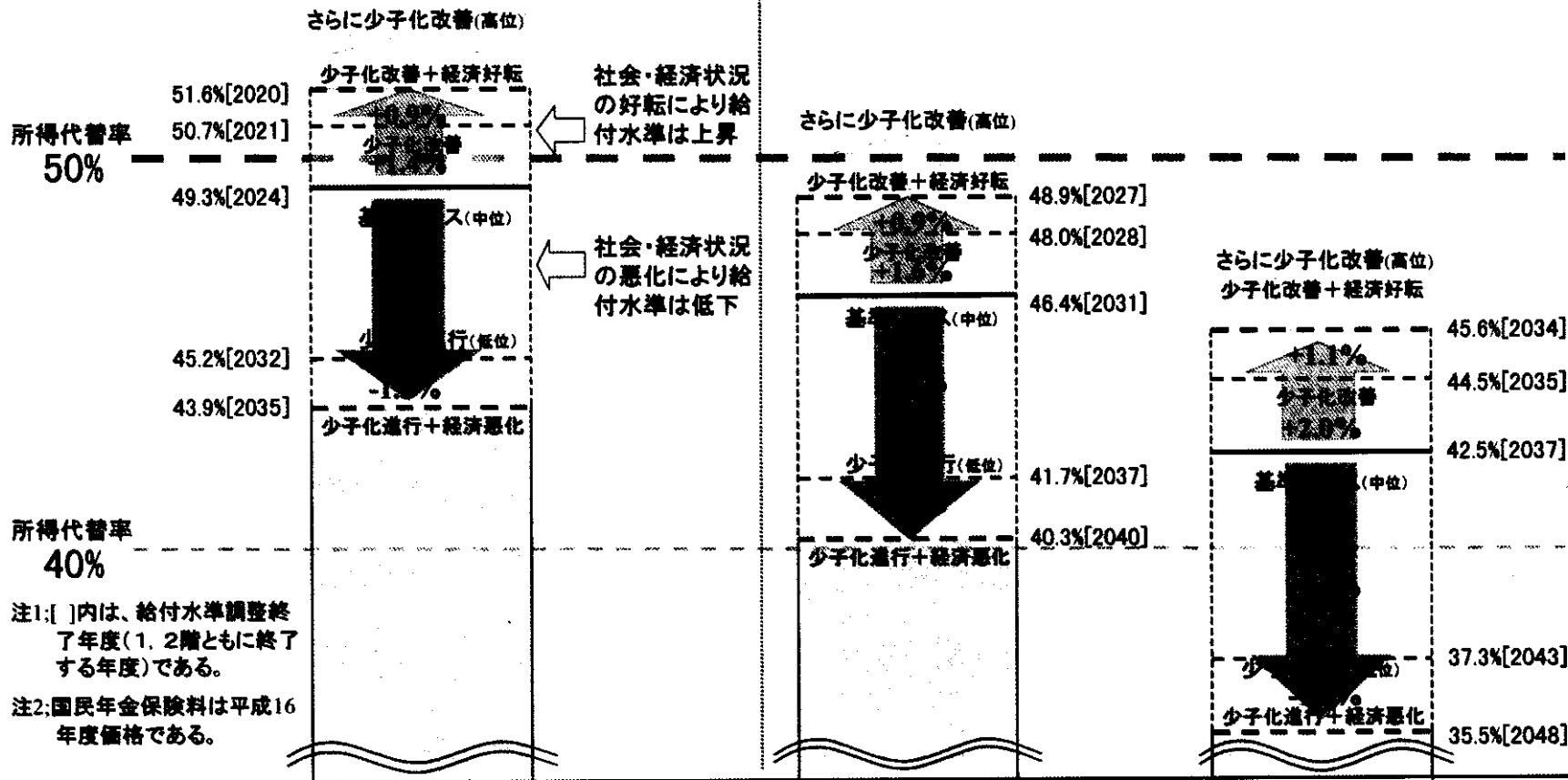
《厚生年金の給付水準調整終了時の所得代替率(新規裁定年金、標準的な年金の世帯)》

最終保険料(率)
厚生年金 20%
国民年金 22,400円

最終保険料(率)の水準を変更した場合(参考試算)

最終保険料(率)
厚生年金 19%
国民年金 21,300円

最終保険料(率)
厚生年金 18%
国民年金 20,200円



《試算の前提》

1. 保険料負担の上限

- 厚生年金の最終的な保険料率は、年収の20%の他、参考として年収の19%及び18%とするケースについても試算した。

2. 保険料の引上げペース

- 保険料は最終保険料に到達するまで、毎年度小刻みに引上げ、5年間の引上げ幅を平成11年財政再計算と同じとした。(単年度当たりの保険料(率)の引上げ幅； 厚生年金0.354%(総報酬ベース、5年で1.77%)、国民年金600円(平成16年度価格))

3. 国庫負担

- 平成12年年金改正法附則の規定を踏まえ、平成16年に基礎年金の国庫負担割合を1/2とした。参考として、国庫負担割合1/3の場合も試算した。

4. 将来推計人口(少子化の状況)の前提

- 「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」の中位推計を基準ケースとした。
- 少子化改善ケースとして合計特殊出生率が1.5程度まで回復すると仮定した場合、少子化進行ケースとして合計特殊出生率が1.1まで低下する「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」の低位推計とした場合についても試算した。

| | 合計特殊出生率(2050年) |
|----------------|----------------|
| 基準ケース(中位推計) | 1.39 |
| 少子化改善ケース | 1.52 |
| 少子化進行ケース(低位推計) | 1.10 |

注：高位推計の合計特殊出生率(2050年)は1.63

5. 経済前提

(1) 物価上昇率

- 2003 年は、平成16年度概算要求に使用した数値 (-0.4%)、2004~2007 年は、「改革と展望-2002 年度改定」の試算（消費税増税のない場合）における物価上昇率（GDP デフレーター）により仮定した。
- 2008 年以降は、1.0%と仮定した。

《物価上昇率の前提》

| 2003 年 | 2004 年 | 2005 年 | 2006 年 | 2007 年 | 2008 年～ |
|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| -0.4% | -0.3% | 0.2% | 0.7% | 1.0% | 1.0% |

(2) 賃金上昇率、運用利回り

- 年金資金運用分科会の報告「運用利回りの範囲について（検討結果の報告）」をもとに実質賃金上昇率及び実質的な運用利回り（対賃金上昇率）を仮定した。

※ 年金資金運用分科会の報告は、2003~2007 年度については、「改革と展望-2002 年度改定」の試算に準拠している。

《賃金上昇率の前提》

| | 2003 年度 | 2004 年度 | 2005 年度 | 2006 年度 | 2007 年度 | 2008 年度～ | |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|------|
| 実質賃金上 昇率 | 0.9% | | | | | 経済好転ケース | 1.5% |
| | | | | | | 基準ケース | 1.1% |
| | | | | | | 経済悪化ケース | 0.8% |
| 名目賃金上 昇率 | 0.5% | 0.6% | 1.1% | 1.6% | 1.9% | 経済好転ケース | 2.5% |
| | | | | | | 基準ケース | 2.1% |
| | | | | | | 経済悪化ケース | 1.8% |

《運用利回りの前提》

| | 2003 年度 | 2004 年度 | 2005 年度 | 2006 年度 | 2007 年度 | 2008 年度～ | |
|---------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|------|
| 実質的な運用 利回り (対賃金上昇率) | 0.9% | | | | | 経済好転ケース | 0.8% |
| | | | | | | 基準ケース | 1.1% |
| | | | | | | 経済悪化ケース | 1.3% |
| 名目運用 利回り | 1.4% | 1.5% | 2.0% | 2.5% | 2.8% | 経済好転ケース | 3.3% |
| | | | | | | 基準ケース | 3.2% |
| | | | | | | 経済悪化ケース | 3.1% |

注：自主運用分の利回りの前提である。試算に用いている運用利回りは、これに財投預託分の運用利回り（平成13年度末の預託実績より算出）を勘案した数値を使用。

《試算のまとめ》

- 試算によれば、新規裁定者、既裁定者ともに、公的年金被保険者数の減少率と平均的な年金受給期間（平均余命）の伸び率を勘案した一定率とを合算したスライド調整率で早期調整することにより、基準ケースで2013年にスライド特例期間は終了することとなる。

すなわち、試算の前提が確保されれば、10年間程度の早期の給付調整を行うことで、概ね現在の40歳台以下の若い世代が年金受給を開始する頃には、年金額改定は通常のスライド、物価スライドに戻っていることとなる。